

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-18
処分の種類	汚染原因者への工事費用負担命令			
根拠法令条例等・条項	下水道法第25条の10の規定において準用する同法第18条の2			
処分の概要	<p>流域下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づき特定賦課金を徴収された場合、水質の汚濁の原因である物質を排除した特定施設の設置者に、その費用の全部又は一部を負担させることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 審査基準未設定</p> <p>流域下水道へ直接下水を排出する特定施設がないため。</p>			
基準の制定根拠	—			